

## 第7回線引き全市見直しについて —都市計画審議会小委員会の設立について—

- 横浜市では昭和45年に市街化区域と市街化調整区域の区分（線引き）を指定してから、これまで6回の全市見直しを実施しております。
- 見直しは、概ね6～7年ごとに実施しており、今後、次回（第7回）見直しに向けて作業を本格的に進めてまいります。
- 平成23年8月の都市計画法改正により、線引きの都市計画に関する権限が政令市に移譲されました。ただし、上位計画である「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」（整開保）の都市計画に関する権限は、道府県に残ったままです。
- このため、神奈川県との調整が前提となりますが、第7回見直しにおいては、線引きの権限移譲を受け、これまでより主体的に見直しを行ってまいります。ついては、都市計画審議会に「第7回線引き全市見直しの基本的な考え方について」諮問するとともに、小委員会を設立し、ご検討いただくこととしました。

### 1 線引きの概要

#### (1) 都市計画法による位置づけ

##### ア 線引きの方針

都市計画法第6条の2により、整開保で線引きの方針を定めることが規定されております。そのため、線引きの方針は都道府県が定めることとなります。

##### イ 市街化区域、市街化調整区域

都市計画法第7条では、無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るため、都市計画区域において、

- ・すでに市街地を形成している区域、計画的に市街化を図るべき区域を 市街化区域
- ・市街化を抑制すべき区域を 市街化調整区域

として都道府県または政令市が定めることとされています。

#### (2) 線引きの状況について

##### ア 市街化区域と市街化調整区域の面積

平成22年3月時点

##### ○市街化区域

区域面積：約33,095ha（市域面積の約76%）

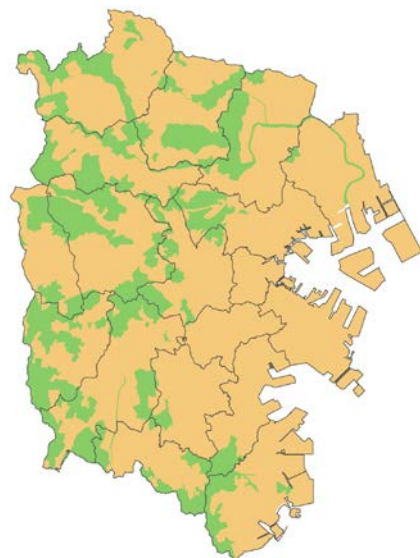
##### ○市街化調整区域

区域面積：約10,484ha（市域面積の約24%）

##### イ 線引き全市見直しの経緯

概ね6～7年ごとに見直しをしています。

線引きの指定状況（H22.3時点）



市街化区域

市街化調整区域

|          |          |
|----------|----------|
| 当初決定     | 昭和45年6月  |
| 第1回全市見直し | 昭和52年3月  |
| 第2回全市見直し | 昭和59年12月 |
| 第3回全市見直し | 平成4年9月   |
| 第4回全市見直し | 平成9年4月   |
| 第5回全市見直し | 平成15年3月  |
| 第6回全市見直し | 平成22年3月  |

※整開保の見直しにあわせて実施

#### (3) 線引きの効果

- ・無秩序な市街地の拡大による環境悪化の防止
- ・計画的、集約的な公共施設整備による良好な市街地の形成
- ・緑地等自然的環境の整備・保全による良好な都市環境の維持

## 2 線引き制度の権限移譲について

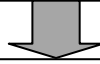
### (1) 経緯

平成 23 年 8 月 都市計画法の改正  
 線引きについて政令市への権限移譲が盛り込まれる。  
 平成 24 年 4 月 改正都市計画法施行

### (2) 権限移譲による変更内容

#### ○権限移譲前

・ 整開保と線引きの都市計画を一緒に神奈川県が決定



#### ○権限移譲後

・ 線引きに関する都市計画は横浜市が決定、整開保に関する都市計画は神奈川県が決定

### (3) 権限移譲によるメリット

整開保が線引きの上位計画にあたるため、神奈川県との調整が引き続き必要ですが、横浜市の実情に即した線引き基準等を検討し、これまでより主体的に線引き見直しを行うことができるようになりました。

なお、整開保の権限移譲につきましては、今後も国に強く働きかけてまいります。

## 3 見直しの進め方について

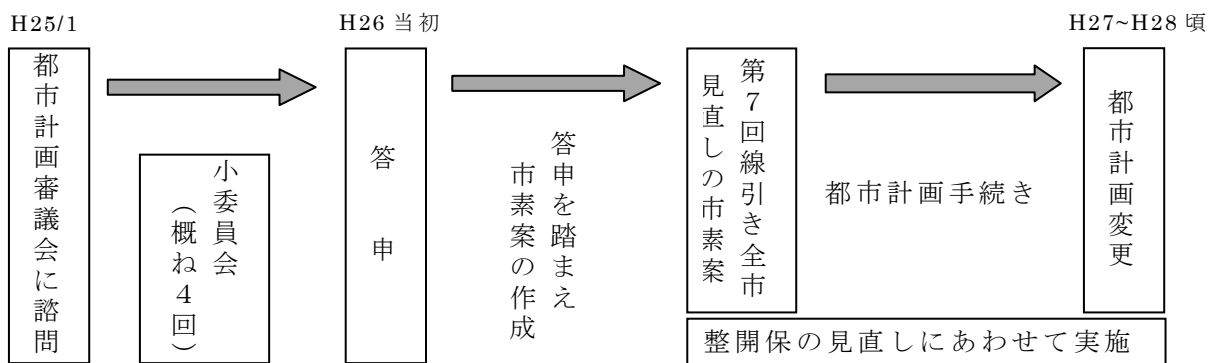
### (1) 都市計画審議会（1月22日開催）への諮問

線引き権限の移譲の趣旨と横浜市における線引きの現状、さらに今後の横浜の都市づくりのあり方を踏まえた「第7回線引き全市見直しの基本的考え方について」諮問を行い、都市計画審議会に小委員会を設置してご検討いただくこととしました。

### (2) 都市計画審議会小委員会の委員

| 区 分      |      | 氏 名    | 職 業 等                |
|----------|------|--------|----------------------|
| 学識経験のある者 | 交通計画 | 森地 茂   | 政策研究大学院大学特別教授        |
|          | 都市計画 | 高見澤 実  | 横浜国立大学大学院教授          |
|          | 商工業  | 塚原 良一  | 横浜商工会議所専務理事          |
|          | 農業   | 吉野 仁   | 横浜農業協同組合代表理事組合副組合長   |
|          | 不動産  | 山野井 正郎 | 社団法人神奈川県宅地建物取引業協会副会長 |
| 横浜市会議員   |      | 佐藤 茂   | 横浜市会議長               |
|          |      | 中山 大輔  | 建築・都市整備・道路委員会委員長     |
| 横浜市の住民   |      | 大野 和美  | 自治会・町内会長             |
| 臨時委員     | 造 園  | 金子 忠一  | 東京農業大学教授（臨時委員予定）     |

### (3) 都市計画変更までの流れ



建都計第 2504 号

平成 25 年 1 月 22 日

横浜市都市計画審議会

会長 森地 茂 様

横浜市長 林 文子



第 7 回線引き全市見直しの基本的考え方について（諮問）

市街化区域と市街化調整区域の区分（以下「線引き」という。）の見直しは昭和45年の当初指定以来、6回の全市見直しを行ってきた。これまで線引きに関する都市計画は、「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」（以下「整開保」という。）とあわせて、神奈川県が決定又は変更してきた。

平成23年8月の都市計画法の改正により、整開保の都市計画に関する権限は神奈川県に残ったが、線引きの権限については指定都市に移譲された。これにより、横浜市の実情に即した線引き基準等を策定し、より主体的に線引き見直しを行っていくことができるようになった。今後は、横浜市の施策を推進していく際に、線引き制度をより一層活用していくことも考えられる。

一方で、人口減少社会が確実に到来する中で、横浜市は、低炭素型の都市づくり、国際競争力を高める基盤づくりなどの諸課題に対応しつつ、将来の活力ある横浜の姿を見据えた都市経営の視点を持って、都市づくりを実践していくことが求められている。

そこで、線引き権限の移譲の趣旨と横浜市における線引きの現状、さらに今後の横浜の都市づくりのあり方を踏まえた「第7回線引き全市見直しの基本的考え方について」、横浜市都市計画審議会に諮問する。